

江戸川区アーチェリー協会 弓具貸し出し規約

江戸川区アーチェリー協会の弓具貸し出し制度とは、初心者の協会員が自分のフルセットの弓具を購入するまでの間、あるいは、成長途中で自分の弓具を購入するのが難しいジュニア会員に対し、一定期間、協会所有の弓具を貸し出すものです。

協会員が貸し弓具制度を利用する際は、次のことを確認・お約束させていただきます。

1. 貸し弓具は江戸川区アーチェリー協会が弓具貸し出し規約に基づいて協会員に貸し出すものです。貸し弓具使用者は必ず年度内の協会費を全額納入してください。
2. 貸し出し期間は原則1年間とし(ジュニア会員は該当しない)、毎月初めまでに料金500円/月をお支払いください。ただし、2か月先までまとめてお支払いできるものとします。貸し出し期間内は、たとえ一度も使用しなくても料金が発生します。また、連絡なしに料金が支払われていない場合、貸し出し期間は終了したものと判断します。
3. 貸し出し期間が1年を超えた場合、2年目以降の貸し出し料金は以下の通りとします(ジュニア会員は該当しない)。
2年目以降1000円/月、3年目以降3000円/月、4年目以降5000円/月
4. 弓具は使用目的に合った通常の用法で使用をしていただき、使用保管については、十分なお注意をお願いします。貸し出し期間が終了し、弓具を返却された際、通常の損傷以上に弓具が破損し、修理を必要とする場合は、修理代金に相当する金額または新規購入に要する費用を弁償していただきます(通常の損傷とは、アローノック、ヴェイン、ポイントの破損およびアローレスト、ストリング、プランジャーチップの摩耗等をさします)。弓具を紛失した場合(盗難も含む)、紛失した弓具と同等の新規商品、または該当する金額にて弁償していただきます。
5. 貸し弓具を第三者に使用させたり、譲渡、転貸、占有等を行うことはできません。また、弓具を改造してはいけません。
6. 貸し弓具を使用、設置、保管などによって生じた事故の被害、または第三者に与えた損害については、江戸川区アーチェリー協会は一切の責任を負いません。
7. 貸し弓具使用者がこの規約を違反した場合、または、全日本アーチェリー連盟が定める安全マナーに従わなかった場合、ただちに貸し出しを終了し、弓具を返却していただきます。その際、弓具が江戸川区アーチェリー協会の手元に戻るまでの期間の使用料金をいただきます。
8. この規約は平成23年4月1日より施行します。